

四

発行方法の適

三

用振等替法

二 一

の法發号名
條律行稱
項及の
び根
そ拠記○ 財務省令
國債の發行等

平成二十條第十二号
成行日
二十條に
七件等
年等を
一月九日
短期財
証券大
(第五百
一回) 麻生
太郎

第十條第
二十條第
一項規則
件の發行
行した規
定に基づ
の割引づ
り短き、
期一年大
國債告示
定期十
一項大
藏省令
告示する
に昭和五
六年大藏
省令及第
二十六年
政金調達
年十二月
五日

競争う札価振の以律社項五条律一二第十条九特
争入。格替適下。債及条第第項十一二第年別
入札に以機用「平、び第二八並六項年一法会
札發行下競関を振替株第一項十び年、法項律計
と行る「争は受替式百項、三に法財律並第に
同時「価に付ける日本銀行の法律第三十
に格競しし行のう。第七条第十一會百資十財
行う。以争て行のう。第七条第十四項計号資四政
わく。以下入行とと。七条第十九項に「金号法
れ及札わすし。一六、第關第法。」
るび価れ。のす。九条第九十九條第昭四平
入価格とる。そ規
札格競い入の定。五号。

六

五

イ

ロ

イ

發

方 募

入価 行争 非者 特国
 札格 行入価・別債
 発競 札格第参市
 行争額 発競I加場

入価 法入
 札格 決
 発競 定
 行争 の

六は行十第同条特融円は発四う千額
 千、し七百条第別資、行十ち万面
 万額た条三第一会資財額し六、円金
 円面政第十四項計金政面た条特
 金府一六項、に法法金割第別で
 額項条、第関第第額引一會二
 での第第九す九七で短項計兆
 千規一十九十る条条二期のに三
 九証定項十四法第第兆国規關
 百券に及五条律一一千債定す二
 九に基び第第項項二ににる百
 十つづ第一二八並、百つ基法
 九いき百項十び財九いづ律八
 億て発三、三に政億てき第
 六

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募應
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい
 価一を場で
 格國定特あ
 競債め別つ
 争市る參て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 一加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 I以度債
 非下額市

十 二	口 イ 一	十 十 發	九 八	七 口 イ 口		
			振額最 替額面位 行 単 札格第參市 還入債・別債 償行争非者特國 期限 競 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	払 込 金 額 競 I 加 場 行 爭 額 競 I 加 場		
平 成 二 十 七 年 十 二 月 二 十一 日		額上額 面の面 金そ金 額れ額 百ぞ百 円れ円 にのに つ応つ き募き 百価百 円格円 五四厘 厘以	平す額の振 成るの記替 .整載法 數又の 倍は規 年の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	千 万 千 千 九 百 十 八 百 万 五	千 千 万 兆 三 千 百 二 百 九 億 八 千 九 億 七 千 八 百 十 四	面た条特 金割第別 額引一會 で短項計 千期のに 七国規閥 百債定す 九にける 十つ基法 一一づ律 億てき第 円は発四 '行十 額し六

十
六
十
五
十
四
十
三

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 た だ
二 大 銀 金 る し
十 臣 行 額 を と 、
六 か 百 支 き 償
年 ら 円 払 は 還
十 通 に う 、 期
二 知 つ 。 そ が
月 を き の 銀
二 受 百 翌 行
二 け き 営 休
日 た 円 業 業
日 者 日 日
に に